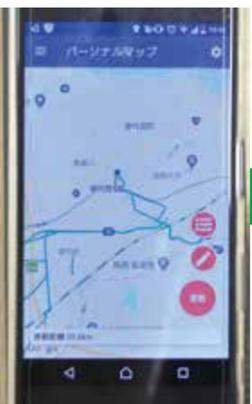


「新型コロナウイルス感染症対策 長野県県民手帳」のアプリ版が完成

～行動記録アプリ「どこキャッチ」～

長野県は、株式会社パスカが開発し運用する、過去2週間分の行動記録が地図上に自動的に記録される、行動記録アプリ「どこキャッチ」の活用を呼びかけています。



3つの機能がスマートフォンで利用可能

○行動履歴および体調記録機能

行動経路および15分以上滞在した場所の履歴が残るほか、アイコンやメモなどで行動内容や体調の記録が可能です。

○新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳【ウェブ版】リンク機能

アプリを介して簡単にコロナ対策手帳の情報が、閲覧できるようになりました。

○情報通知機能

重要なメッセージやコロナ対策手帳の更新内容などのお知らせを受け取ることができます。

問い合わせ先
株式会社パスカ 0267 (66) 1991
長野県営業局メディア・ブランド発信担当 026 (235) 7249

※利用料は無料です。個人情報の管理およびシステム運用については、株式会社パスカの責任の下に行われています。

確定申告が必要な方

- ① 事業所得・不動産所得などがある方、土地や建物などを売った方
- ② 一時所得(生命保険の満期金など)のある方
- ③ 2カ所以上の会社から給与の支払いを受けた方(給与を合算して年末調整された方は不要。)
- ④ 退職等の理由により年末調整をしていない方
- ⑤ 医療費控除や住宅ローン控除を受けようとする方(初年度の住宅ローン控除を受けようとする方、または年末調整で住宅ローン控除を受けていない方等)
- ⑥ ふるさと納税をした方で、ワンストップ特例の申請をしていない方や、ワンストップ特例をした方でふるさと納税をした自治体が5団体以上の方
- ⑦ 公的年金の収入の合計額が400万円を超える方
- ⑧ 公的年金以外の所得があり、その所得の合計額が20万円を超える方

※所得税の予定納税をした方は必ず確定申告をしてください。

佐久税務署で申告が必要な方

※次に該当する方は、書類審査等がありますので、佐久税務署で確定申告をしてください。

- 土地・建物や株式の売買(譲渡)があった方
 - 家屋の新築・増改築・購入などで、初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方(認定長期優良住宅・バリアフリー改修・省エネ改修を含む)
 - 先物取引・FX・NISA・REITなどがある方
 - 損益通算を必要とする方
 - 税務署から申告案内状と申告書が郵送された方
 - 消費税申告・贈与税申告および青色申告の方
- ※これら以外にも申告内容によっては税務署での申告を願う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

町民税の確定申告が必要な方(役場)

町民税は、前年の収入に対し令和3年1月1日現在、住民登録がある市町村で1年間課税されます。

- 確定申告を行う必要がない方でも、町民税申告書の提出が必要になる場合がありますので、次に該当する方は申告してください。
- 前年中に収入がなかった方で、誰からも税申告上の扶養にとられていない方
- 同一世帯以外の方の税申告上扶養になっている方
- 収入があり、所得税の確定申告が必要ない方(給与収入の場合は勤務先で年末調整がされている場合は町民税申告も不要)
- 公的年金収入400万円以下、かつ雑所得以外の所得金額が20万円以下である方のうち、医療費控除、配偶者、扶養、その他の控除を受けられる方
- 遺族年金・障害年金・雇用保険等非課税所得の受給者の方

※町民税申告は郵送による提出も可能です。希望される方は税務課までご連絡ください。町民税申告書と返信用封筒をお送りします。

事業主の皆さまへ

給与支払報告書の提出が

お済みでない事業所はお早めに

令和2年分の給与支払報告書の提出期限は令和3年2月1日(月)となっております。記入上の留意点をご確認いただき、提出をお早めにお願します。

記入上の留意事項

- 総括表へ法人番号(法人番号のない個人事業主の方は個人番号)を記入してください。給与支払報告書には受給者の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号を必ず記入してください。
- 受給者の住所欄は、令和3年1月1日(退職者の場合は退職時)現在で住民票のある所、または居所(生活の本拠地)の住所を記入してください。アパート等に居住の場合はアパート名等も明記してください。
- 令和2年中に就職した方で、前職分も含めて年末調整を受けた場合は、前職分の支給額等を摘要欄に必ず記載してください。

○ 控除対象配偶者欄・控除対象扶養親族欄には、控除対象配偶者および控除対象扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号を必ず記載してください。

※記載がない場合、本人または事業所宛てで、調査が実施される場合があります。

○ 16歳未満の扶養親族(年少扶養)は所得税の控除対象ではありませんが、町民税では扶養親族の人数により税額が変わる場合があります。該当者がいる場合は16歳未満の扶養親族欄に氏名、フリガナ、個人番号を必ず記載してください。

○ 生命保険料控除について、新旧の別や保険の種類により控除額が異なりますので、給与支払報告書に支払額の内訳を必ず記載してください。

- 住宅ローン控除のある方は、住宅借入金等特別控除の額の内訳欄の「住宅借入金等特別控除可能額」および「居住

申告を忘れてしまったら

- 所得額や税額は、町・県・国の制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると次のような影響があります。
- 所得・課税証明書等が発行できません。
- 国民健康保険税等、所得額を参考とする税・料の所得割が正しく計算されず、軽減判定の対象となりません。
- 国民年金では、保険料の免除申請ができません。

問い合わせ先

- 保育園の入園(通園)では、保育料が本来の額より高くなる場合があります。
 - 町営住宅では、住宅家賃が本来の額より高くなる場合があります。
- 所得税に関すること
佐久税務署
0267(67)3460
町民税に関すること
税務課住民税係
(32)3126

申告に必要なもの

- 印章(認め印)
- 黒ボールペン(本年度は、感染症対策のため、各自持参にご協力ください。)
- 個人番号カードもしくは、通知カードと運転免許証などの身分証明書
- 利用者識別番号(ID・パスワード)
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 事業所得の方は収支内訳書(証拠書類等も必要です。)
- 国民年金、生命保険、地震保険等の各種所得控除証明書(日本年金機構・各契約会社より発行のもの)
- 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳・障害者控除対象者認定書等
- 寄付金控除の対象となる団体へ寄付した際の領収書等